

**(仮称)自治基本条例に関する
検討の記録**

資 料 編

2014年3月

三 芳 町

(仮称)自治基本条例検討町民会議

目 次

（仮称）自治基本条例検討町民会議の経過	1
自治基本条例の背景	2
自治基本条例の前文比較	4
三芳町ですでに定められている将来像・目標	6
自治基本条例アンケート集計速報	10
分科会に向けて	13
事例研究①②	14
各分科会検討項目に係る参考引用一覧	18

(仮称) 自治基本条例検討町民会議の経過

回	日 時	内 容	参加人数
第 1 回	平成 25 年 4 月 22 日(月) 19:30 から 21:00 まで	① (仮称) 自治基本条例検討町民会議についての説明 ②グループに分かれ、自己紹介	22 名
第 2 回	平成 25 年 5 月 21 日(火) 19:30 から 21:00 まで	ワークショップ「10年後も住んでいたい三芳町にするために」 グループに分かれ、町の現状について意見を出し合う。	17 名
第 3 回	平成 25 年 6 月 18 日(火) 19:00 から 20:30 まで	ワークショップの続き テーマ別のグループに再編し、町の将来像について考える。	16 名
第 4 回	平成 25 年 7 月 23 日(火) 19:00 から 21:00 まで	ワークショップの続き グループごとに将来像を発表。	19 名
第 5 回	平成 25 年 8 月 22 日(火) 19:00 から 21:00 まで	ワークショップで出てきたアイデアを実行するために何をすべきか議論した。「住民のこと」「議会・行政のこと」「住民参加のこと」に分類し発表した。	26 名
第 6 回	平成 25 年 9 月 25 日(水) 19:00 から 21:00 まで	分科会スタート 「住民(町民)」「議会・行政」「住民参加」の3分科会に分かれる。 事例研究①「観光」②「高齢者」のどちらかを選び、議論した。	20 名
第 7 回	平成 25 年 10 月 23 日(水) 19:00 から 20:45 まで	分科会 一般的な自治基本条例の項目に沿った形で議論した。	20 名
第 8 回	平成 25 年 11 月 20 日(水) 19:00 から 20:30 まで	分科会 今回は事前に意見を考えてきてもらい、それをもとに意見交換をした。	22 名
第 9 回	平成 25 年 12 月 18 日(水) 19:00 から 21:00 まで	分科会のまとめ こ子までの分科会で出てきた意見の要約をもとに、各項目に意見出しの漏れがないかを確認した。 分科会終了後、感想を発表してもらい、これまでの町民会議を振り返った。	19 名

自治基本条例の背景

1. 国と地方の関係の変化

- 平成12年（2000年）地方分権一括法施行

⇒ 機関委任事務制度の廃止

機関委任事務とは、地方公共団体の首長が法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のこと。

- 以前は…

現在は…

上下・主従の関係



対等・平等の関係

地方自治体には自己決定・自己責任による自主・自立的な運営が求められる。

2. 条例とは

- 自治体は「法律の範囲内で」（憲法94条）

「法令に違反しない限りにおいて」（地方自治法14条1項）

条例を制定することができる。

- 条例は、自治体の事務に関し、

「義務を課し、又は権利を制限する」事項などについて規定する

「ローカル・ルール」

→議会の議決によって制定される。

→法律に先駆けた自治体の取り組みなども

情報公開条例、環境規制、開発規制（要綱）など

◇機関委任事務の廃止により、条例制定権の範囲が拡大

（機関委任事務には条例制定権は及ばなかった）

◇国からの通達が「技術的助言」となり、法的拘束力を失う

（「通達行政」→自治体が法令の解釈権を持つ）

⇒ 「**自主立法権**」 + 「**自主解釈権**」の確立

3. 自治基本条例とは

●ただし、第1次地方分権改革は「団体自治」が中心

→「地方自治の本旨」の両輪のもう一つ「住民自治」拡充への模索

→平成13年4月「ニセコ町まちづくり基本条例」施行。

→すでに200を超える自治体で制定

●自治基本条例の意義

◇自治（自治体運営）の理念・基本原則

情報公開・住民参加・協働・透明な行財政運営など

◇ルール（他の条例）のルール

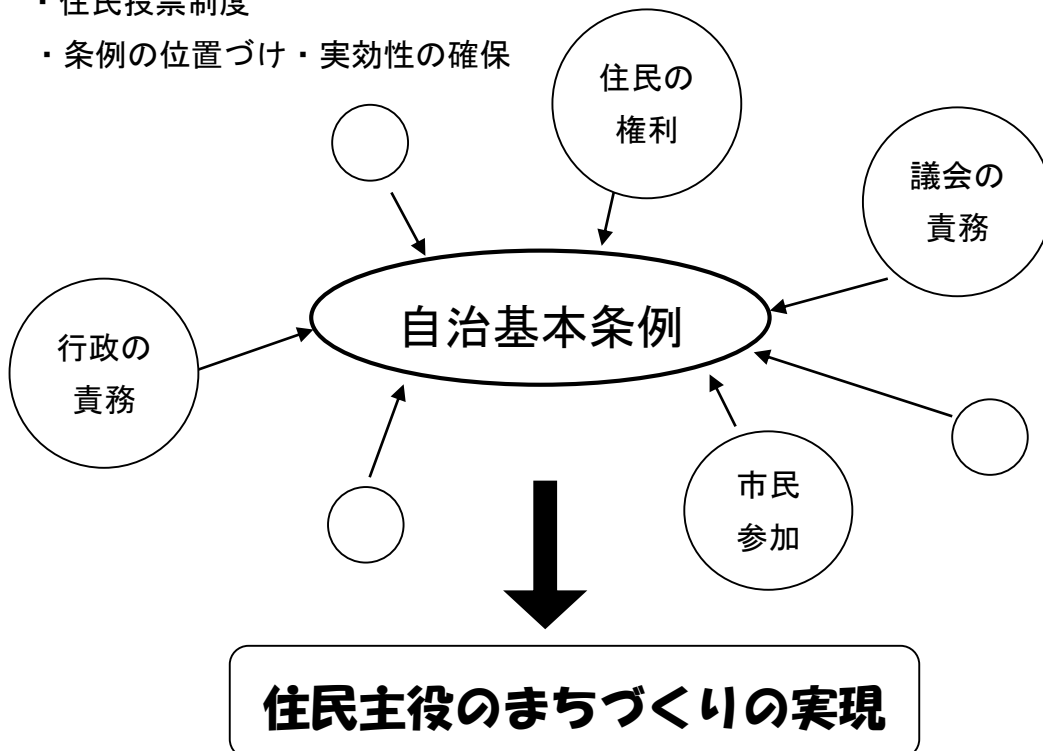
◇団体自治と住民自治の架け橋

→自治体の最高規範的な位置づけ（自治体の「憲法」）

首長が代わっても変わらない「まちづくりの基本」

●自治基本条例の内容

- ・まちづくりの方向性・将来像
- ・住民の権利・責務
- ・議会・行政（首長・職員）の役割・責務
- ・自治の原則と自治体運営・財政運営の原則
- ・住民参加・協働の原則
- ・住民投票制度
- ・条例の位置づけ・実効性の確保



自治基本条例の前文比較

ニセコ町まちづくり基本条例(平成13年4月1日施行)

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

三鷹市自治基本条例(平成18年4月1日施行)

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

多治見市市政基本条例(平成 19 年 1 月 1 日施行)

私たちは、基本的人権が尊重され、平和のうちに安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。

私たちは、まちづくりの主体として、一人ひとりが自由な意思でまちづくりにかかわるとともに、まちづくりの一部を信託するため、市民自治の主権に基づき、市民生活とその基盤である地域社会に最も身近な地域政府として多治見市を設置します。

市は、市民の信託に基づき政策を定め、市政を運営しなければなりません。また、その保有する情報を市民と共有し、市民が市政に参加するための制度を整え、まちづくりを担う多様な主体と連携協力しなければなりません。

私たち市民は、地域政府としての多治見市の成立が市民の信託に基づくものであることを明らかにし、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定める多治見市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。

北本市自治基本条例(平成 22 年 4 月 1 日施行)

私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、西端には、かつて当地と江戸を結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。

先人たちは、その中山道や荒川、現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。

今、地方分権の時代を迎え、私たちには、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという自治の理念の下に、市民主権の地方自治を確立することが求められています。

そのためには、市民はまちづくりの主役となり、自らの責任においてまちづくりに参加し、市は開かれた市政の確立と市民の参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市とが情報を共有し、協働してまちづくりを進める必要があります。

このような認識の下に、私たちは、北本市における住民自治を確立し、豊かな自然と歴史的文化遺産を次世代へと引き継ぎ、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、この条例を定めます。

三芳町ですでに定められている将来像・目標

三芳町民憲章(昭和55年1月1日制定)

わたくしたちは、武蔵野の自然に恵まれた三芳町を愛し、人間性豊かな住みよいまちをつくるため、この憲章を定めます。

- 1 みどり豊かな自然を育て、美しいまちをつくります。
- 1 希望にあふれ仕事にはげんで、明るいまちをつくります。
- 1 心をかよわせ助け合って、福祉のまちをつくります。
- 1 教養を積みスポーツに親しんで、文化のまちをつくります。
- 1 きまりを守りゆずり合って、平和なまちをつくります。

三芳町協働のまちづくり条例(平成20年6月1日施行) 前文

三芳町は、みどり豊かな環境のもと、多くの先人たちの英知と努力によって歴史と文化がはぐくまれ、ぬくもりを実感できるまちとして発展してきました。人々のくらしと自然が調和した美しい風土は何ものにもかえがたい住民の貴重な財産であり、これを子孫に引き継いでいくことは、私たちみんなの願いです。

この財産を守り育てるとともに、自立した活力のあるまち、住民自らが誇れる魅力あるまちとしてさらに発展していくために、私たちは、なお一層努力していかなければなりません。それには、より多くの住民がまちづくりの主役として参加し、住民と町が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識し合いながら、協働でまちづくりを進めていく必要があります。

住民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の住民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、この条例を定めます。

I まちづくりの目標

1

まちづくりの基本理念

近年、地方分権の進展に伴って自治体としての自立性が求められており、特に三芳町は圏域の合併に際して、自主自立の道を選択しました。このことから、今後、町は、住民と行政の協働により、特色を出したまちづくりを進めていくことが求められています。

第4次総合振興計画の策定にあたっては、第3次の課題や実績をふまえても、社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、町民意識調査や地域懇談会等、さまざまな機会をとおして住民意識が反映されるよう政策を調整し、パートナーシップ[※]のまちづくりという考え方を基本として、今後、各分野の施策に三芳独自のカラーが創出されやすいような実効性のあるまちづくりの計画を策定することとしました。

「町民意識調査」の結果からは、将来のまちのイメージとして「みどり（公園緑地等）」「くらし（公共交通・防犯等）」「人にやさしい・ぬくもり（健康福祉等）」「活力・元気（産業・文化等）」などが浮かび上がってきました。施策への要望などは、第3次策定時の住民意識と重なる部分が多く、行政による10年間の事業評価からも依然残されている課題があることから、一定の継続性を保ちながらも、自治体としての個性をもって地域のくらしを創造し、住民が自らその力を発揮して行政とともに新たな課題に立ち向かうことができるような環境づくりが必要です。

自立性をもった特色あるまちづくりを創造していくため、住民と行政のパートナーシップを進めます。また、各分野で地域資源を掘り出し、地域発信型の文化を創造するとともに、地域経済が発展するよう活力あるまちづくりを進めます。

自立と活力

うるおいのある地域生活を送れるよう、みどりひとひとりが共生する環境重視のまちづくりを進めることにも、住民一人ひとりが、お互いの個性を認めあい、誰もが社会参加しやすい共生社会の実現をめざします。

安心とぬくもり

コミュニティの重要な役割としての地域の防犯や防災について、積極的に支援し、安全安心なまちづくりを進めます。また、住民一人ひとりの実情にあわせた、きめ細かな健康や福祉の増進を図るとともに、地域ぐるみで子育てや教育が行えるような環境づくりを進めます。

環境と共生

※パートナーシップ＝協働、行政・住民・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力しあうこと



みんながつくる

みどい

いきいき

ぬくもり のまち



中学生美術デザイン応募作品
「人々との絆」 鈴木沙穂里さん

「ひと みどり ぬくもり のまち」を目標とした第3次総合振興計画は、町民意識調査の結果からも、まちの住みやすさ、施策の満足度など、一定の成果を挙げました。

しかしながら、依然、積み残された課題もあり、まちの将来像として引き継ぐべき理念であることから、第4次総合振興計画においては、「ひと みどり ぬくもり」の将来像を基礎に、新たなまちの方向性として「自立」「共生」「活力」「健康」「安心」等の概念を加味する必要があります。

これらのことから、まちの新たな将来像を「みんながつくる みどり いきいき ぬくもり のまち」と定めます。これは、「協働のまちづくり」を基本に置き、住民の財産である「みどり」を子孫に引き継いでいけるよう協力しあうとともに、誰もが健康でいきいきと生産活動を営み、安心とぬくもりを実現できくらしをまちぐるみで創造していこうとする姿勢です。

3

施策の基本方針



将来像である「みんながつくる みどり いきいき ぬくもり のまち」を実現するため、5つの基本方針を定めて、施策を推進します。

パートナーシップのまちづくり

(住民参画・情報交流・行財政運営)

社会情勢の急激な変化に的確に対応できる自立した高度な行政機能が求められています。行政情報の発信を積極的にを行いながら、住民や民間の「知恵と力」を活かした協働のまちづくりを進めます。また、地域コミュニティを活性化して住民自治を促進するとともに、男女共同参画や人権意識の高揚を図り、個性を認め合う共生社会、差別のない社会の実現をめざします。行財政運営については、厳しい財政状況がづく中、住民の立場に立った行財政改革を行い、コスト意識をもって運営の効率化に努めます。

健康とぬくもりのまちづくり

(住民生活・健康・福祉)

「健康」は、すべての住民の願いであり、自立した活力のあるまちづくりへのキーワードです。健康管理意識の高揚とともに、きめ細かな健康増進施策や疾病予防事業、救急を含めた医療ネットワークの充実を図ります。また、急速な少子高齢化に配慮した安心のぬくもり施策を重点的に推進するとともに、人にやさしいバリアフリー*な地域の創造をめざし、福祉環境の整備を図りながら、住民の皆さんの協力のともに、サポート体制の強化に努めます。

*バリアフリー＝障がいのある人が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去すること

豊かな生涯学習をはぐくむまちづくり

(教育・文化・スポーツ)

生涯にわたる学習・文化・スポーツ等の各種活動を促進するため、地域や大学、関連機関と連携しながら、住民が主体的に活動しやすい環境づくりに努めるとともに、交流ネットワークの支援を積極的に推進します。さまざまな出会いや学びあいを通して、創造や感動の喜びを味わえるよう、活動拠点の整備や参加・学習の機会、報提供の充実を図ります。また、学校教育においては、基礎的・基本的学習に重点をおくとともに、「生きる力」を身につけられるよう、地域や学校の特性、児童生徒の実情等に配慮した創意ある教育課程を編成し、特色のある教育活動を推進します。

みどり豊かで安心のまちづくり

(都市整備・建設・防災防犯)

活力のあるまちづくりをめざすには、くらしを重視した都市基盤の整備が不可欠です。住民の財産である「みどり」を基調とし、防犯・防災等の危機管理を考慮した、誰にもやさしい魅力的な都市空間が創出できるよう、地域の声を取り込みながら地域特性に配慮した計画的な整備・充実を図ります。

環境と調和した活気にあふれるまちづくり

(産業・環境)

環境問題は地球規模で深刻化し、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会システムから、人や環境にやさしい社会へと人々の意識が高まっています。クリーンな生活環境をめざし、住民や企業の協力のともに、資源循環型のシステムづくりをまちぐるみで推進します。また、農業や個人商店の後継者問題、経営の近代化、中小企業の支援に積極的に取り組み、地域産業が活性化していきいきと働くことのできるまちの創造をめざします。

自治基本条例アンケート集計速報

387人回答／1,000人無作為＝38.7%

1. 選択式回答より

<属性>

%

(1)自治基本条例認知度	よく知っている	4.4
	名前だけ	27.9
	知らない	56.6
	無回答	11.1
(2)年齢	70代以上	28.2
	60代	21.4
	40代	15.2
	以下、50代、30代、20代、18～19歳、無回答の順	
(3)地域	藤久保	52.7
	以下、北永井、竹間沢、上富、みよし台、無回答の順	
(4)定住意向	はい	74.2
	いいえ	2.6
	どちらとも言えない	22.5
	無回答	0.8
(5)居住年数	20年以上	57.9
	10年以上20年未満	16.3
	以下、5～10年、3～5年、生まれてからずっと、1～3年、1年未満、無回答の順	

<設問>

(6)-1三芳の生活でよい点	ゴミ・資源・衛生	43.2	
	福祉・健康・医療	22.2	
	コミュニティ	18.1	
	以下、「みどり公園」「町の施設設備」「ボランティア・サークル活動」「生涯学習・文化・スポーツ」等々…の回答の順		
(6)-2三芳の生活で改善すべき点	交通利便性	40.6	
	道路・外灯・住宅・下水道	37.5	
	みどり・公園	23.3	
	以下、「産業・観光・雇用」「福祉・健康・医療」「町の施設設備」「交通安全・防災・防犯」等々…の回答の順		
(7)町行政に特に望むこと	安全・安心	21.2	
	健康・介護	17.6	
	都市整備・道路	13.2	
	以下、「福祉」「教育・子育て」等々…の回答の順		
(8)自治基本条例で大切なもの (第1順位～第3順位を総合して)	第1順位の1位「まちづくりの方向性や将来像」	61.5	(総合点)
	第2順位の1位、第1順位の2位「住民と行政の協働によるまちづくり」	36.5	(総合点)
	第3順位の1位「良好なコミュニティの形成」	33.6	(総合点)
	第2順位の2位「行財政情報の公開・共有」	31.8	(総合点)
	その他「町長や職員、議会の責務」「住民の権利と責務」等々…		

(9) 町政運営の基本ルールで大切なもの (第1順位～第3順位を総合して)	第2順位の1位、第3順位の2位「財源・財産の効率的計画的運用とその公表」	46.3 (総合点)
	第1順位の1位「個人情報の保護」	39.8 (総合点)
	第3順位の1位「意見・要望・苦情等への誠実な対応」	35.2 (総合点)
	第2順位の3位「機能的・効率的な行政組織」	32.9 (総合点)
	第1順位の2位「情報公開・共有」	32.7 (総合点)
	第2順位の2位「危機管理体制の確立」	30.2 (総合点)
	その他「説明責任」「近隣自治体との連携」等々…	
(10) 行政参加や協働を進めるしくみ (第1順位～第3順位を総合して)	第1順位の1位「まちづくり懇話会、出前講座等の情報共有や意見交換の場」	36.8 (総合点)
	第3順位の1位「住民意識調査、満足度調査」	33.8 (総合点)
	第2順位の1位「住民によるまちづくり提案制度」	32.1 (総合点)
	その他「政策研究やワークショップ等の計画策定への参加保障」「委員公募や会議公開」「事業モニター制度」「行政評価等」「住民投票制度」等々…	
(11) 町長や職員の責務	税金であることを意識してコスト意識を持つこと	55
	公正誠実かつ効率的な職務遂行	48.3
	住民と協働してまちづくりに取り組む	36.4
	その他、「全体の奉仕者の自覚」「知識技能の向上」等…	
(12) 議会の責務	住民の意思の代弁	51.4
	意思決定機関としての責任の自覚	37.5
	開かれた議会運営	31.5
	その他「議会決定内容の説明」「行政監視」等…	
(13) 住民の責務	まちづくり主体であることの自覚とまちづくり参加	38
	防災や防犯、交通安全など地域の安全安心への配慮	37.5
	その他「自らの発言に自覚」「福祉や教育への配慮」等…	

(14) 自治基本条例の制定や住民自治、行政運営、まちづくり等に関する意見・提案

自治基本条例の制定や住民自治、行政運営、まちづくり等に関する意見・提案を自由に記入していただいたところ、137人から回答が寄せられた。記入された回答の内容を分類したところ、延べ206件となった。なお、一人の回答が複数の内容にわたる場合は複数回答として、それぞれの項目に分類している。

(14)-1 自治基本条例の制定について 69件

意見の内容	件数
住民参加の促進・住民意見の反映	17
住みよいまちづくりにつなげてほしい	10
住民、行政、議会の連携	9
住民のまちづくりへの意識向上	8
期待、興味をもっている	5
公平、公正な内容・運営にしてほしい	4
議会、行政の意識向上・改善	3
わかりやすい、平易な言葉に	3
目標、方向性を明確に	2
自治の理念を説明すべき	1
住民の責務の明記を	1
条例の効果に疑問がある	2
よくわからない、理解できない	4

(14)-2 住民自治、行政運営、まちづくり等に関する意見・提案 137件

意見の内容	件数
交通・道路・外灯の整備	18
安全安心のまちづくり	12
地域活動・自治会の活性化	11
環境保護	11
福祉の充実	11
職員の意識・行動の変化	10
財政・税金の使い方について	10
町の活性化など政策について	9
議会の変革・市民・行政との協働	8
公園の整備	6
緑・自然をいかしたまちづくり	6
情報公開・広聴機能の充実	5
施設・設備の整備・改善	4
教育の充実	3
防災対策の充実	3
その他	10

分科会に向けて

これまでのワークショップで、町の将来像を実現するために、いろいろな制度・仕組み・アイデアが出てきました。それらを策定・実現するときには、どのようなことが考えられるでしょうか。下のキーワードもとに議論してみましょう。

キーワード

まちづくりは・・・

- 誰が？
- どうやって？
- 役割分担や責任は？
- お金は？
- ルールは？
- 誰が恩恵をうけるのか？

自治基本条例の条文検討にあたっての事例研究①

～たとえばこんな時のまちづくりはどうする？～

「三富（上富周辺）の自然景観や伝統文化、さつまいも等の地場産品を売りにして、町の知名度をUP、観光政策で町を活性化し、若者世代の定住化も目指したい…」

- この施策の合意形成をしたり、計画を具体的に進めるにはどうすればよいでしょうか？
（あくまで例で、実在しない計画です）

1 どんな人がどんな関わりをすればよいでしょうか？役割分担や権利・責務は？

考えるポイント	例えば…	分科会
町民は何ができる？	計画情報の共有？観光・文化財の学習？計画への意見や提案？農業者と商工業者の調整？雑木林保全活動？循環型又は観光農業の取組み？郷土芸能への参加？景観保全の合意形成？きれいなまちづくりへの協力？散策コース等観光マップ、観光メニューづくりへの参画？地元お年寄りの郷土料理や民芸講習？三富博士・三富案内人？計画審議会委員参画？特産物商品化プロジェクト参加？観光拠点（道の駅等）の必要性議論？みどり保全税等の目的税や基金の議論？従来の実業の評価？…	住民 （町民）
関わる町民は誰？	上富居住者・町内居住者？農業者？町内加工食品会社やスーパー？寺社等史跡関係者？町内小中学校の教員？行政区などの公共的団体？伝統文化団体・農業団体・緑地保全団体？淑徳大の学生？他市の雑木林地権者？…	住民 （町民）
行政は何をやるべき？	住民参加メニュー（しかけ）の考案？町民意見のとりまとめ？体験学習会の開催？開発規制の地権者調整？公共交通網・歩道整備等調整？関係団体の意見交換？地域懇談会？アンケート調査？広報・広聴？計画審議会委員公募？財政計画調整？関係法令や国県補助金等調査？…	議会・行政
議会は何をやるべき？	計画の有効性審議？住民要望・合意状況チェック？経費・財源審議？政策決定（議決）？…	議会・行政

2 どんなしくみがあればよいでしょうか？

考えるポイント	例えば…	分科会
情報提供するしくみ、町民が情報を知るしくみは？	（仮称）三富観光の広報みよし特集、町 HP、まちづくり懇話会、パブリックコメント制度、ポスター・チラシ、報道メディア、町長への手紙等	住民参加
関連知識を学ぶしくみは？	三富農業や歴史文化等の講座や体験学習	住民参加

計画策定へ関わるしくみは？	三富施策の政策研究員公募、ワークショップ制度、住民提案、意見交換会、審議会委員公募、パブリックコメント、住民投票制度等	住民参加
個別の事業へ関わるしくみは？	観光マップづくりや雑木林保全活動、郷土芸能保存への参加、特産商品開発、観光農業の取組み、各種実行委員会等	住民参加
政策・事業評価に関わるしくみは？	既存の観光事業・文化財活動等への住民評価、住民モニター、事業仕分け、住民満足度調査等	住民参加

3 地域コミュニティやNPOなどの団体はどのようにかかわるのでしょうか？

考えるポイント	例えば…	分科会
地域コミュニティの役割は？	地元コミュニティの合意形成？観光施策が地域生活に及ぼす影響(効果や課題)の検討？コミュニティとして貢献できることの検討？	住民参加
公共的団体やNPOなどの役割は？	観光施策への公共的団体、NPOの知見や考え方(効果や課題)の交換？観光施策へNPO等が貢献できることの検討？	住民参加

4 行財政運営のあり方は？

考えるポイント	例えば…	分科会
総合振興計画との関係はどうすべき？	計画策定は地方自治法上、必須ではなくなった。三富観光施策の根拠にもなる「第5次総合振興計画(H28～)」は、町条例で位置づけるか否か？	議会・行政
行財政改革・財政計画をどうするか？住民の関与は？	観光施策に係る経費を全額公費とするか、民間の経済活力を導入するか？ →観光施策で期待する財政効果をどうみるか？町の財政に貢献できるか？ →財政の透明化。住民がどう関与するか？(行き過ぎた観光事業による財政破綻の事例あり)	議会・行政
情報管理は？	観光計画・事業等の情報開示の対象者？計画や事業の過程で生じる個人情報の扱い？(地権者情報等)	住民 (町民) 議会・行政

5 町の危機管理・安全安心を規定するか？

考えるポイント	例えば…	分科会
町民の安全をどう守る？(自助・共助・公助)	観光事業による住民影響、道路や環境の安全等？	住民参加 議会・行政
災害時の外来者の安全確保は？	地震災害発生時の観光客の避難場所や帰宅困難者対応？	住民参加 議会・行政
突発事故への対応は？	観光事業や観光スポットで町や地権者に責任がある事故への対応？	住民参加 議会・行政

自治基本条例の条文検討にあたっての事例研究②

～たとえばこんな時のまちづくりはどうする？～

「三芳町でも超高齢化が進む中、高齢者が地域とのつながりをもって、健康で生きいきと活動し、またはやさしい環境と充実した支援の中で安心の暮らしを送り、その家族も負担が重くならないまちづくりをしたい…」

- この施策の合意形成をしたり、計画を具体的に進めるにはどうすればよいでしょうか？
(あくまで例で、実在しない計画です)

1 どんな人がどんな関わりをすればよいでしょうか？役割分担や権利・責務は？

考えるポイント	例えば…	分科会
町民は何ができる？	計画情報の共有？計画への意見や提案？高齢者の地域見守り？サロン活動の担い手？ボランティア(送迎、ゴミ出し、…)への登録？認知症サポーター？福祉協力員(社協)活動？高齢者と子どもの交流活動？健康体操事業への協力？交通安全教室？高齢大学の講師？食事会の開催？計画審議会委員参画？従来の事業の評価？…	住民 (町民)
関わる町民は誰？	町内居住者？民生委員？社協？老人会？ボランティア団体？シルバー人材センター？福祉施設事業者？介護サービス従事者？病院・医療関係者？行政区などの公共的団体？淑徳大の学生？	住民 (町民)
行政は何をやるべき？	住民参加メニュー(しかけ)の考案？住民意見のとりまとめ？ボランティア体験学習会の開催？居場所づくり支援？高齢者にやさしい住環境支援？バリアフリー促進？福祉分野の人材育成？見守りネットワーク構築支援？関係団体の意見交換？地域懇談会？アンケート調査？広報・広聴？計画審議委員公募？財政計画調整？関係法令や国県補助金等調査？…	議会・行政
議会は何をやるべき？	計画の有効性審議？住民要望・合意状況チェック？経費・財源審議？政策決定(議決)？…	議会・行政

2 どんなしくみがあればよいでしょうか？

考えるポイント	例えば…	分科会
情報提供するしくみ、町民が情報を知るしくみは？	高齢者福祉の広報みよし特集、町 HP、まちづくり懇話会、パブリックコメント制度、ポスター・チラシ、報道メディア、町長への手紙等	住民参加
関連知識を学ぶしくみ？	介護体験等の講座や体験学習、福祉施設への訪問、福祉関係の資格取得	住民参加

計画策定へ関わるしくみは？	政策研究員公募、ワークショップ制度、住民提案、意見交換会、審議会委員公募、パブリックコメント、住民投票制度等	住民参加
個別の事業へ関わるしくみは？	各種事業へのボランティア参加、社協等のサロンや福祉協力員制度への参加、各種実行委員会等	住民参加
政策・事業評価に関わるしくみは？	既存の福祉事業等への住民評価、住民モニター、事業仕分け、住民満足度調査等	住民参加

3 地域コミュニティやNPOなどの団体はどのようにかかわるでしょうか？

考えるポイント	例えば・・・	分科会
地域コミュニティの役割は？	地元コミュニティの合意形成？地域の高齢者との交流・見守り？コミュニティとして貢献できることの検討？災害時の要援護者対策？	住民参加
公共的団体やNPOなどの役割は？	高齢者施策への公共的団体やNPOの知見や考え方(効果や課題)の交換？高齢者施策へNPO等が貢献できることの検討？	住民参加

4 行財政運営のあり方は？

考えるポイント	例えば・・・	分科会
総合振興計画との関係はどうすべき？	総合計画の策定は地方自治法上、必須ではなくなった。各福祉施策の根拠にもなる「第5次総合振興計画(H28～)」は、町条例で位置づけるかどうか？	議会・行政
行財政改革・財政計画をどうするか？住民の関与は？	増え続ける高齢者対策経費の公費負担と自己負担？民間の経済活力を導入できるか？ 財政の透明化。住民がどう関与するか？	議会・行政
情報管理は？	計画・事業等の情報開示の対象者？計画や事業の過程で生じる個人情報の扱い(地域見守りのための一人暮らし高齢者の情報など)？	住民 (町民) 議会・行政

5 町の危機管理・安全安心はどうする？

考えるポイント	例えば・・・	分科会
高齢者の安全をどう守る？(自助・共助・公助)	日常の見守り活動？振り込め詐欺や火災予防、交通安全などの注意喚起？	住民参加 議会・行政
災害時の安全確保は？	緊急時の近隣による安否確認や救助？	住民参加 議会・行政

各分科会検討項目に係る参考引用一覧

1 どんな町民等がまちづくりに関わるのか【町民分科会】

<「町民」の定義>

- 地方自治法第10条に規定する「住民」すなわち、

ア) 町内居住者（町内に住所を有する者）

を基本としつつ、まちづくりの担い手の多様性を考慮して、以下のような対象も検討が必要。また、「町民」と「事業者等」を定義分けすることも可能。

イ) 町内在勤者？ ウ) 町内在学者？ エ) 納税義務者？

オ) 町内に事務所を置く事業所や団体？ カ) ……

- 「三芳町協働のまちづくり条例」第2条第1項より

(住民定義) ア 町内に在住、在勤又は在学する個人

イ 町内で事業を営み、又は活動を行う個人、法人その他の団体

- 「三芳町パブリック・コメント手続条例」第2条より

(住民定義) (1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に事務所又は事業所を有するもの

(3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 町内の学校に在学する者

(5) 本町に対して納税義務を有するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

- 「三芳町暴力団排除条例」第2条より

(住民定義) 町内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

2 町民の権利・責務関連【町民分科会】

<権利>

- 「三芳町協働のまちづくり条例」より（第4条住民の権利）

①町政情報を知る権利

②町政に参加する権利

③町政について学ぶ権利

- 地方自治法第10条第2項より

「地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利」

<役割・責務>

- 「三芳町協働のまちづくり条例」より（第5条住民の役割）

①まちづくり活動への積極的な参加

②良好なコミュニティの形成

③協働のまちづくりに協力

●地方自治法第10条第2項より

「(地方公共団体の) 負担を分任する義務」

3 町長や行政の役割・責務関連【議会・行政分科会】

●地方自治法第139条第2項に定める「町長」

・同法第147条

「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」

・同法第180条の5の「その他の執行機関」

「教育委員会」「選挙管理委員会」「公平委員会」「監査委員」「農業委員会」

「固定資産評価審査委員会」

・同法第172条他 町長の補助機関である職員

●地方自治法第2条第14項より

「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」

●「三芳町協働のまちづくり条例」第6条(町の責務)より

「町政運営に当たって、住民参加の機会を確保」

「町政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく住民に提供」

「住民がまちづくりに参加しやすい環境づくり」

●憲法第15条第2項

「すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」

4 議会や議員の役割・責務関連【議会・行政分科会】

●「三芳町議会基本条例」より (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 公正性、公平性及び透明性確保

(2) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映

(3) 町民の多様な意見を基に、政策提言・政策立案の強化

(4) 町民本位の立場から、適正な町政運営が行われているか監視・評価

(5) 町民に開かれた議会、議会改革推進

(6) 町民の関心が高まるよう分かりやすい議会運営 他

●「三芳町協働のまちづくり条例」より第8条(議会の役割)

「住民の意思が適切に反映されるよう調査及び監視」

「総合的な観点から政策を審議して町の意思を決定」

5 情報公開及び情報共有関連【町民分科会】【議会・行政分科会】

- 「三芳町情報公開条例」より
(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号*

に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。 ※次の各号 省略

(情報提供の推進)

第23条 実施機関は、町の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法により町民に明らかにされるよう、情報の提供の推進に努めなければならない。

6 個人情報保護関連【町民分科会】【議会・行政分科会】

- 「三芳町個人情報保護条例」より (収集の制限等)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等(法令又は条例をいう。以下同じ)に定めがあるとき。

(略)

(7) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(略)

7 住民参加・協働関連【住民参加分科会】

- 「三芳町協働のまちづくり条例」

第2条 (定義) より

①住民参加

住民が自らの意思を反映させることを目的として、町の施策・事業の企画立案、実施又は評価の過程に主体的に関わること。

②協働

住民と町がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って行動すること。

第3条 (基本理念) より

まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、協働で行われることが基本…

① 平等な住民参加の機会

② 住民と町の情報共有、役割と責任の分担

③ 住民と町が対等なパートナーとして、相互の立場の尊重

第9条 (住民参加の方法等) より

住民参加の方法を規定した制度を定める (→施行規則及び協働推進計画)

※施行規則掲載の住民参加の方法は、巻末に掲載

8 総合振興計画関連【議会・行政分科会】

- 地方自治法の改正により、策定するか否かは市町村の自由裁量となった。

9 地域コミュニティ関連【住民参加分科会】

- 「三芳町協働のまちづくり条例施行規則」より（地域コミュニティ）
第3条 条例第5条の地域コミュニティは、行政連絡区(三芳町行政連絡区の設置及び区長、副区長の組織並びに運営に関する規則)、自治会その他の近隣社会とします。

10 NPO・ボランティア団体関連【住民参加分科会】

(内閣府 HP より)

- NPO とは、「Non Profit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」という。
法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

11 住民投票のしくみ関連【町民分科会】【住民参加分科会】

住民投票については、地方自治法の「直接請求」制度を活用した投票条例制定も可能である。自治基本条例では項目設定のみで、詳細な要件や手続は個別条例に委任することが多い。

- 地方自治法より（条例の制定又は改廃の請求とその処置）
第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。
2 (略)
3 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

12 行政運営関連【議会・行政分科会】

(1) 行財政運営

- 地方自治法第2条の記述より
「最少の経費で最大の効果…」 「常にその組織及び運営の合理化…」
- 三芳町第4次総合振興計画等の記述より
「健全な財政運営」「財源の確保」「財産の適正管理・運用」
「財政状況及び財産の保有状況の公表」…
- 三芳町第4次行政改革大綱等の記述より
「選択と集中」「民間活力」「財政の見える化」「組織のスリム化」

「職員の意識改革」「町有財産の効率運用」…

(2) 審議会等委員

- 「三芳町審議会等のあり方に関する基本指針」 より
 - ① 会議公開の原則（→情報公開条例第 25 条に基づく）
（→手続／審議会等の会議の公開に関する指針）
 - ② 委員公募に努める（→手続／審議会等の委員公募に関する要綱）
 - ③ 女性委員構成 3 割以上に努める

(3) パブリック・コメント

- 「三芳町パブリック・コメント手続条例」 より （定義）
第 2 条 町が行う重要な施策等の策定にあたり、その策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容その他の必要な事項を事前に公表し、公表したものに対して広く住民からの意見、提案及び情報の提出を受け、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、住民から提出された意見等に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(4) 行政評価

- 「三芳町行政評価（外部評価）試行実施要綱」 より 第 2 条（目的）
 - ① 効率的で質の高い行政運営
 - ② 住民視点に立った成果重視の行政運営
 - ③ 行政の説明責任と透明性
 - ④ 職員の意識改革 等

(5) 政治倫理及びコンプライアンス

- 「三芳町長等政治倫理条例」（町長、副町長及び教育長関係） 参照
- 「三芳町議会議員政治倫理条例」 参照
- 「三芳町コンプライアンス条例」（職員法令遵守関係） 参照

(6) 説明責任、意見・要望・苦情等へ対応

（記載なし）

住民参加分科会参考 「協働のまちづくり条例施行規則」 より

(住民参加の方法等を規定した制度)

第4条 条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度は、次の各号に掲げる住民参加のしくみとします。

- (1) 住民と町がまちづくりの情報を共有し、又は住民から広く意見を聴く住民参加のしくみで、次に掲げるもの
 - ア まちづくり懇話会 (以下、個別説明を省略)
 - イ 情報公開制度
 - ウ 出前講座等まちづくり学習制度
 - エ 審議会等会議の公開制度
 - オ 地域懇談会
 - カ 町長への手紙
 - (2) 町が政策又は施策を形成する過程に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの
 - ア 政策研究所
 - イ 意見交換型世論調査
 - ウ パブリック・コメント手続制度
 - エ 審議会等委員公募制度
 - オ 住民提案型事業委託制度
 - カ ワークショップ手法等による施策立案会議制度
 - (3) 町が実施する事業に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの
 - ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度
 - イ 事業サポーター制度
 - ウ 協働のまちづくり登録制度
 - エ 公募型補助金制度
 - (4) 町が施策・事業を評価する段階に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの
 - ア 住民モニター制度
 - イ 住民意識調査
 - ウ 行政評価制度
 - (5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための住民参加のしくみで、町長が必要と認めたもの
- 2 町長は、町が実施する施策・事業について、協働による取り組みが必要であると判断したときは、前項各号に掲げる住民参加のしくみから当該施策・事業に適切なものを複数選択して実施します。

分科会共通 まちの将来像やまちづくり理念等

●「三芳町民憲章」より

わたくしたちは、武蔵野の自然に恵まれた三芳町を愛し、人間性豊かな住みよいまちをつくるため、この憲章を定めます。

- 1 みどり豊かな自然を育て、美しいまちをつくります。
- 1 希望にあふれ仕事にはげんで、明るいまちをつくります。
- 1 心をかよわせ助け合って、福祉のまちをつくります。
- 1 教養を積みスポーツに親しんで、文化のまちをつくります。
- 1 きまわりを守りゆずり合って、平和なまちをつくります。

●「三芳町協働のまちづくり条例」(前文～目的)より

- ・みどり豊かな環境のもと、先人の英知と努力で歴史・文化がはぐくまれ、ぬくもりある町に発展…。
- ・住民の財産である美しい風土を子孫に。自立と活力あるまち、住民自ら誇れる魅力あるまちに…。
- ・まちづくりに住民が主役として参加、住民と行政がパートナー、役割分担で協働のまちづくり…。
- ・住民一人ひとりの感性や経験がまちづくりに活かされ、情報共有し、知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とする…。
- ・まちづくり活動への住民参加を促進し、住民自治の実現に寄与することを目的とする…。

●町民会議ワークショップ結果 より

- ①福祉 G「すべての世代が笑顔でいられる町」(人のつながり・安心のしくみ…)
- ②みどり G「自然と共生する町」(みよし野菜・自然豊か・花いっぱい…)
- ③インフラ G「町のグランドデザインの制定」(産業・交通網・安心安全・拠点づくり…)
- ④コミュニティ G「若い人が住みたい町づくり」(住民参加の輪、高齢者や女性パワー…)